

ミズベリング信濃川やすらぎ堤施設使用契約書の改正について

1. 利用環境施設の整備及び維持管理について

利用環境施設の整備について、具体的な施設名を明記し、双方の役割分担を明確化するための措置。

	新	旧
契約	<p>【R4 施設使用契約書（案）】 （甲が実施する事項）</p> <p>第4条 甲が実施する事項は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 当事業に対する監督、指導</p> <p>(2) 事業区域における河川法に係る許可の取得</p> <p>(3) 河川管理者をはじめとする関係行政機関との連絡調整</p> <p>(4) 一部利用環境施設の整備 <u>（仮設トイレなど）</u></p> <p>(5) 甲が有する広報手段を用いた広報支援</p>	<p>【R3 施設使用契約書】 （甲が実施する事項）</p> <p>第4条 甲が実施する事項は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 当事業に対する監督、指導</p> <p>(2) 事業区域における河川法に係る許可の取得</p> <p>(3) 河川管理者をはじめとする関係行政機関との連絡調整</p> <p>(4) 一部利用環境施設の整備</p> <p>(5) 甲が有する広報手段を用いた広報支援</p>
	<p>（乙が実施する事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業区域の維持管理</p> <p>(1) 事業で生じた廃棄物の収集及び事業区域の清掃</p> <p>(2) <u>甲が整備する一部利用環境施設を除く</u>利用環境施設の整備</p> <p><u>(3) 利用環境施設の維持管理</u></p>	<p>（乙が実施する事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業区域の維持管理</p> <p>(1) 事業で生じた廃棄物の収集及び事業区域の清掃</p> <p>(2) 利用環境施設の整備及び維持管理</p>